

東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉と放射能被災者への十分な補償を求め
る意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 26 年 3 月 24 日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 久 野 三 男

東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉と放射能被災者への十分な補償を求める意見書

東日本大震災から3年が過ぎようとしており、福島県同様に被害が甚大だった宮城県、岩手県では、着実に復興が進んでいる様子がしばしば報道され、明るさが見えているように思える。

しかし、福島県では、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能拡散と汚染が加わり、今なお汚染水漏れが続くなど原発事故は収束にほど遠く、市民生活の復興はおろか、長年住み続けた家や土地があるにもかかわらず、狭い仮設住宅での暮らしを強いられる状態が続いている。加えて、「風評被害」によって農業、漁業は厳しい状態に置かれている。

私たちは、原発事故が起きれば悲惨さは計り知れないことを学んだ。自然の力を人間の力で制御することは不可能であること、人間のミスも否定できないことを知った。国策として原子力発電を推進してきた以上、国民の安全・安心を守るために東京電力福島第一・第二原子力発電所を廃炉に踏み切るべきと訴える。

また、原発事故で故郷を追われ、仮設住宅など全国で生活する福島県民など被災者に対し、十分な補償が行われるよう政府が責任を持つことが不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉を求めます。
- 2 東京電力福島第一原子力発電所事故の放射能被災者への十分な補償の実施に政府が責任を持つことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

郡山市議会